

議案第35号

目黒区民センター等整備事業審査委員会条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区民センター等整備事業審査委員会条例

(設置)

第1条 目黒区民センター、目黒区美術館、目黒区立目黒区民センター公園及び目黒区立下目黒小学校の整備等に関する事業のPFI手法等による実施に関し、必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、目黒区民センター等整備事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 目黒区民センター 東京都目黒区目黒二丁目4番36号に所在する目黒区の施設によって構成される施設をいう。
- (2) PFI手法等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）の規定による手法その他の公共施設等の整備等に関する事業における民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 法第5条第1項に規定する実施方針に関する事項
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項
- (3) 民間事業者の選定に関する事項

(4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 区職員

(3) その他区長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、区長から諮問のあった事項についての調査審議が終わるまでの期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決数)

第8条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(責務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、区長から諮問のあった事項に関する入札に参加し、又は民間事業者の提案に参画してはならない。

(意見聴取等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第11条 委員は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(説明) 区長の附属機関として目黒区民センター等整備事業審査委員会を設置するため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。